

ハラスメント防止のための指針

社会福祉法人 芦北町社会福祉協議会
きずなの里居宅介護支援事業所

1. 基本的な考え方

きずなの里居宅介護支援事業所は、利用者に対して安定した居宅介護支援及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するため、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のための本指針を定める。

2. ハラスメントの定義

(1) 職場内におけるハラスメント

ア パワーハラスメント

職場において、職務上の地位等の優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害される行為で下記のようなものをいう。

- ・身体的な攻撃（暴行・傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等）
- ・人間関係の切り離し（隔離・仲間はずれ・無視等）
- ・過小な要求（仕事の抑制・能力とかけ離れた程度の低い職務の命令等）
- ・過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害等）
- ・個の侵害（プライベートへの過度な立入り等）

イ セクシャルハラスメント

職場において、性的な関心や欲求に基づく言動や性別・性的指向・性自認に関する偏見等に基づく言動によって不快又は不利益を与え、職場環境が害される行為で、下記のようなものをいう。

- ・性的な内容の発言（性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報や噂等を流布すること、性的な冗談やからかい、性に関する偏見に基づく発言、個人的な性的体験を話すこと等）
- ・性的な行動（性的な関係を強要すること、性的な内容の電話、手紙、メール等を送ること、身体に不必要に接触すること、食事やデートにしつこく誘うこと、性別の偏見により職務内容を決めること、酒席でのお酌やデュエット等の強要等）

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント

職場において、妊娠・出産や育児・介護にかかる休業等の利用に関する言動により、妊娠、出産、育児、介護等の当事者である職員の環境整備が害される行為をいう。

(2) 訪問先・利用者宅でのハラスメント

ア パワーハラスメント

利用者・家族等からの職員への行為、職員から利用者・家族等への行為で下記のような行為をいう。

- ・身体的暴力（ものを投げる、叩く、蹴る、唾を吐く等、身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・精神的暴力（大声で威圧する、怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格を言葉や態度で傷つけたり、おとしめたりする行為）

イ セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

3. ハラスメント対策

（1）研修会

本指針に基づいたハラスメント防止を徹底する定期的な研修（年1回以上）を実施する。

（2）利用者・家族

居宅介護支援及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約時等ハラスメントについて説明する。

4. ハラスメントに関する相談窓口と対応

（1）事業所におけるハラスメントに関する相談窓口担当者は次の者を置く。

相談窓口担当：きずなの里居宅介護支援事業所 管理者 電話 0966-86-0411

相談窓口担当者は、公平に相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応する。

（2）労働者は、利用者・家族からハラスメントを受けた場合、相談窓口担当者に報告・相談する。相談窓口担当者と上司は、必要な対応を行う。

（3）相談窓口担当者と上司は、被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）を行う。

（4）相談窓口担当者と上司は、相談や報告のあった事例について問題点を整理し、被害防止のため、マニュアル作成や研修実施、状況に応じた取組を行う。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。

6. その他ハラスメント防止のために必要な事項

当事業所のハラスメント防止マニュアルについては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「(管理職・職員向け)研修のための手引き」に基づいて対応する。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。